



議案第十八号

三朝町高齢者等肉用牛飼育基金条例の設定について

次のとおり三朝町高齢者等肉用牛飼育基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五十七年三月廿日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町高齢者等肉用牛飼育基金条例

(目的)

第一条 この条例は、肉用牛の飼育を促進することにより高齢者等の福祉の向上に資するため、三朝町高齢者等肉用牛飼育基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、七百万円とする。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができる。

3 前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は積み立て額相当額を増加するものとする。

(運用)

第三条 町長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しななければならない。

(運用益金の整理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上しこの基金に繰入れするものとする。

(繰替運用)

第六条 町長は、財政上必要があると認めるときは確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に関する現金を歳入歳出現金に繰替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が定める。

附則

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。